5類移行後も慎重な感染対策を(抜粋)

令和5年4月28日決定 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

5月8日から、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられます。これにより特措法に基づく様々な要請は終了します。

しかし、次のような新型コロナの実態は、依然として何ら変わるものではありません。

- 感染力が非常に強く、条件が揃えば一気に感染が拡がること、
- 高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、
- 無症状の方でも後日、後遺症に苦しむことがあること、

こうした状況を踏まえ、別紙のとおり「5類移行後(5月8日以降)における対策」を決定しましたので、県民の皆様におかれましては、引き続き、慎重な感染対策にご協力いただきますようお願いします。

5類移行後(5月8日以降)における対策

- こまめな手洗い・消毒、定期的な換気を推奨
- マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨

【マスク着用が効果的な場面】

- 医療機関受診時
- ・医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時
- ・医療機関、高齢者施設、障がい者施設の従事者の勤務中
- ・混雑した電車やバスに乗車する時(当面の取扱)
- ・重症化リスクの高い方(65 歳以上の方、基礎疾患のある方、 妊婦など)が混雑した場所に行く時
- 法律に基づく外出自粛は求められず、以下を参考に個人で判断

【外出を控えることが推奨される期間】

- ・発症日を0日として、5日間は外出を控えることを推奨かつ、
- ・5日目になっても症状が続いている場合は、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え、様子を見ることを推奨 【周りの方への配慮】
- ・発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者などハイリスク者と接触は控えるなど、周りの方にうつさないよう配慮

【濃厚接触者について】

- ・濃厚接触者の特定や濃厚接触者に対する外出自粛の推奨は行わない
- 混雑した場所では、近接した会話を避けることを推奨(避けられない場合はマスク着用が有効)